

## 学校給食センターの整備方針 補足資料

別途整理した「学校給食センターの整備方針」について、具体例や先行事例、検討過程等を以下のとおり整理した。

### 1.1 食育に取り組める施設

#### (1) フリーアクセス見学路

児童・生徒、町民に食育への関心を高めてもらうため、屋内に見学スペースを設けるとともに、誰でも気軽に調理室が望めるよう、また、屋内からは見にくい箇所を見られるよう、屋外に見学窓を設けることを検討する。

千葉県及び銚子市においては、以下のような見学窓を設置している。



銚子市学校給食センター屋外見学窓  
(炊飯室)



銚子市学校給食センター屋外見学窓  
(アレルギー室)



千葉県新港学校給食センター屋外見学窓



千葉県新港学校給食センター  
(屋内 2 階見学通路)

## (2) 食育レストラン

北海道伊達市では、食育センターの2階において軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができるレストランを設置している（どちらも有料。給食メニューは1日100食限定。）。

## 1.2 地産地消を進める施設

### (1) 地産地消の学び場の設置

地産地消の取り組みや地場産物の活用状況等について、現在も行われているような掲示等を行うことを検討する。（写真は、現在小学校で行われている食育に関する掲示物等）



## 1.3 さまざまな社会ニーズに対応できる施設

### (1) 広域化への対応

給食センター化の事業の観点から、隣接自治体との給食センターの広域連携について検討を行った。隣接自治体とのヒアリング及び協議の結果、連携が難しい状況であることが判明したことから、今回は対応を見送ることとする。

### (2) 施設複合化への対応

給食センターの整備費用等の縮減の観点から、町内の他公共施設との連携について検討を行った。

複合化が想定される施設としては、健康管理センター、福祉活動センター、子育てサポートセンター、町民センター等が考えられる。一方、給食センターは建築基準法上工場の扱いとなり、都市計画の用途地域による制限があることから、これらの施設との複合化はそぐわない。よって、施設の複合化については、今回は見送ることとする。

なお、(仮称)健康福祉総合センター建設予定地は、寒川町公共施設等総合管理計画（平成29年4月）で定めているとおり、用途が定まっているため、当該敷地の活用は難しい。

### (3) 災害時対応の検討（事業継続性の検討）

給食センターの目的は、小中学校の児童生徒に給食を提供することから、災害時等でも給食提供が可能な仕組みを検討した

災害時対応機能が導入されている給食センターの事例を調査した結果は、以下のとおりである。これらも参考として、導入する災害時の提供継続機能を検討する。

表 1 学校給食センターにおける災害時機能の導入事例

自治体名	事例名	概要
東京都立川市	立川市学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルファ化米の備蓄</li> <li>・ 災害時にも使用可能な受水槽</li> <li>・ 移動式煮炊き釜（薪やLPガスで使用可能）</li> </ul>
神奈川県海老名市	海老名市食の創造館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害拠点機能を設置</li> <li>・ 会議室、調理室の一般開放（有料）</li> <li>・ 県企業庁の「地域振興施設等整備事業」を活用して建設</li> </ul>
宮崎県えびの市	えびの市防災食育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害拠点機能を設置</li> <li>・ 備蓄米庫の設置</li> <li>・ 固定式ガス回転釜の設置</li> </ul>

### (4) 幅広いニーズへの対応

幅広いニーズのうち、高齢者等への食事提供に対応した給食センターの事例を調査した結果は、以下のとおり岩手県遠野市において、行われていることが明らかになった。

表 2 学校給食センターの高齢者等への食事提供施設の事例

自治体名	事例名	概要
岩手県遠野市	遠野市総合食育センター	<p>既存の給食センターの老朽化と児童・生徒数の減少が進む中で、新設する給食センターをより有効に活用するため、複合的機能を持つ「総合食育センター」として平成 25 年 4 月に開所。</p> <p>併せて同センター内に遠野市総合食育推進課も新設。同センターは、学校給食提供の他、「食育の推進」、「地産地消の推進」、「高齢者への配食サービス」、「災害時の炊き出し」の機能も有する、オール電化施設。</p>

学校給食は学校給食法に基づき、義務教育諸学校の設置者により運用され、配食サービスは介護保険法に基づき、地域支援事業として市町村の委託を受けた医療法人等に運用される。また、学校給食及び高齢者への配食サービスに提供については、厚生労働省出典の大量調理施設衛生管理マニュアルによって運用される（ex, 調理終了後速やかに喫食されるよう工夫すること）。